

【答申の概要】 諮問第199号 特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の非開示決定に対する審査請求

件名	特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の非開示決定に対する審査請求
本件対象文書	他の実施機関で行われた特定の懲戒処分に関する文書
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）
実施機関	警察本部長（警察相談課）
諮問期日	平成26年10月24日
主な論点	存否応答拒否の当否

審査会の結論

静岡県警察本部長の決定は、妥当である。

審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のように判断する。

1 本件対象公文書について

諮問庁の説明によれば、「2010年12月17日に静岡県立病院機構が静岡県立こころの医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして、当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。その事件に関する文書全て」という開示請求を受け、実施機関の職員が、対象となる文書を特定する目的で請求者に対し電話で照会を行ったところ、「パワーハラスメントの被害者が警察に相談していることも考えられる。」という発言があったことから、「2010年12月17日に静岡県立病院機構が、静岡県立こころの医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。この被害者の相談に係る文書」と特定したとのことであることから、本件対象公文書の特定は妥当なものと認められる。

2 本件対象公文書の存否応答拒否について

諮問庁の説明によれば、本件対象公文書の開示請求に対し、その存否を答えると、特定のパワーハラスメント行為の被害者が警察に相談したかどうかという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものであり、本件存否情報は、条例第7条第2号に該当するとした上で、条例第10条に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにしないで非開示決定を行ったものである。

(1) 条例第7条第2号本文該当性

そこで、まず、本件存否情報を明らかにすることにより、特定のパワーハラスメント行為の被害職員に関する条例第7条第2号の非開示情報が開示されることになるか否かを検討する。

この点、開示請求書では、「ある職員」と記載されているのみで、特定のパワーハラスメント行為の被害職員が特定されているわけではないが、当審査会事務局職員をして、静岡県立こころの医療センター、静岡県立総合病院及び静岡県立こども病院を設置・管理する静岡県立病院機構に確認したところによれば、そもそも同機構における年間の懲戒処分の事案件数は、全くないか、あったとしても1、2件程度と極めて少ないとのことである。

そうすると、本件対象公文書の存否を明らかにした場合、当時、機構に勤務していた同僚等の一定範囲の者には被害者である職員を特定することが可能となり、本件存否情報が明らかとなって、当該職員の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件存否情報は、特定の職員の個人に関する情報であって、条例第7条第2号本文後段の情報に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第2号ただし書該当性

本件存否情報は、①これを公表する法令の規定も慣行もなく、②生命、健康、生活又は財産を保護するため、何人にも開示することが必要な情報であると認めるに足りる特段の事情もなく、③公務員の職務の遂行に係るものであるとも認められないことから、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第2号の非開示情報に該当し、本件対象公文書の存否を答えるだけで、同号の非開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により開示請求を拒否し、非開示とした決定は妥当であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求後に当審査会に提出した意見書で、加害者からの相談に関する文書等も特定すべきであるとする。

しかしながら、前述のとおり、実施機関は、本件の開示請求を受け、審査請求人に電話で照会した結果を踏まえて特定を行ったものであり、本件決定時点における文書の特定が不合理であったとは認められない。

なお、審査請求人の意見書の提出を受けて、当該文書を対象公文書としたとしても、その存否を答えることにより、特定のパワーハラスメント行為の加害者が警察に相談したかどうかという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものであり、本件存否情報と同様、条例第7条第2号に該当するとした上で、条例第10条に基づき、その存否を明らかにしないで非開示決定を行うべきものであると認められる。

審査請求人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。